

個人番号(マイナンバー)制度施行に伴うご案内

2018年1月

インターナショナルキャッシュカード・海外送金のご利用を予定されているお客さまは特にご注意ください。

2016年1月以降に新生総合口座パワーフレックスの口座を開設いただいたお客さまが、インターナショナルキャッシュカードや海外送金(海外への送金、海外からの送金のお受け取り)をご利用いただくには事前に個人番号(以下、マイナンバー)をお届出いただく必要があります。

2018年1月より開始される預貯金口座へのマイナンバー付番にともない、新たに口座開設されるお客さまや既に口座をお持ちのお客さまにつきましても、マイナンバー提出のご協力をお願いしています。

店頭で口座開設されるお客さまへ

インターナショナルキャッシュカード・海外送金などマイナンバーが必要となるサービス・商品のご利用を予定されているお客さまは、**裏面記載の「確認書類」をご持参のうえご来店いただくと、口座開設とマイナンバーのお届出のお手続きがスムーズに行えます。**

郵送・口座開設アプリで口座開設されるお客さまへ

口座開設完了後にお送りするキャッシュカードに、マイナンバーをお届出いただくための書類を同封いたします。「個人番号提供書兼告知書」または「個人番号に係る届出書」へ必要事項をご記入のうえ、所定の「確認書類」と共に返信用封筒にてお送りください。※「個人番号提供書兼告知書」または「個人番号に係る届出書」は店頭または新生パワーコール(お電話)でもご請求いただけます。

※「確認書類」の詳細については、**本状裏面を必ずご確認ください。**

※その他ご不明な点がございましたら、店頭または新生パワーコール(お電話)へお問い合わせください。

マイナンバー制度について

2016年1月から社会保障・税・災害対策の行政手続にはマイナンバーが必要となりました。これに伴い、当行においても所定のお取引を行う場合にはマイナンバーをお届出いただいております。マイナンバーをお届出いただく際には、「個人番号カード」、「通知カード」などの「確認書類」が必要となります。

マイナンバーのお届出が必要な主なお取引

マイナンバー制度の施行に伴い、インターナショナルキャッシュカードなどの所定のサービス・商品をご利用いただくには事前にマイナンバーをお届出いただく必要があります。マイナンバーが必要となる主なお取引は以下の通りです。

- インターナショナルキャッシュカードのご利用*
- 海外送金(海外への送金、海外からの送金のお受け取り)*
- 投資信託口座(一般口座・特定口座・NISA口座)の開設*
- FX口座の開設*

*投資信託口座、もしくはFX口座をお持ちで既に新生銀行に個人番号(マイナンバー)をお届けのお客さまは都度のお届けは不要となります。

————— 制度の詳細については、以下のサイトをご覧ください。 —————

全国銀行協会ホームページ(<http://www.zenginkyo.or.jp/article/tag-f/8188/>)

内閣官房ホームページ(<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>)

裏面に記載のマイナンバーお届出時に必要な確認書類に関する説明も必ずお読みください。

確認書類について

マイナンバーをお届出いただく際には、「個人番号提供書兼告知書」または「個人番号に係る届出書」とともに、「確認書類」を以下の1～3のいずれか1つの方法でお届出いただく必要があります。

※いずれも、有効期限内または発行後6ヵ月以内のものに限ります。

※本籍地欄がある場合は塗りつぶしてください。

※外国籍のお客さまはパスポートを「確認書類」としてご利用いただくことはできません。

※法定代理人(親権者、成年後見人等)の方が、口座名義人の方に代わってマイナンバーをお届出いただく場合には、追加の確認書類をご提出いただく必要があります。詳しくは、店頭または新生パワーコール(お電話)までお問い合わせください。

1.「個人番号カード」(写真付き)をご利用される方

店頭でお届出いただく場合	郵送でお届出いただく場合
「個人番号カード」をご持参ください。	「個人番号カード」の両面をコピーのうえ、お送りください。

2.「通知カード」をご利用される方

	店頭でお届出いただく場合	郵送でお届出いただく場合
	「通知カード」および、以下のAまたはBいずれかの原本をご持参ください。	「通知カード」のコピーに加えて、以下のAまたはBいずれかのものをお送りください。 「通知カード」の裏面に変更事項の記載がある場合、裏面もコピーしてください。
A	写真付き確認書類(以下のいずれか1点) (1)運転免許証 (2)パスポート (3)在留カード (4)特別永住者証明書 (5)住民基本台帳カード (6)身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳	写真付き確認書類(以下のいずれか1点)のコピー (1)運転免許証(裏面に変更事項の記載がある場合、裏面もコピーしてください) (2)パスポート(顔写真のページ、住所のページ(所持人記入欄)をそれぞれコピーしてください) (3)在留カード(裏面もコピーしてください) (4)特別永住者証明書(裏面もコピーしてください) (5)住民基本台帳カード(写真付き)(裏面に変更事項の記載がある場合、裏面もコピーしてください) (6)身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳(手帳番号・住所・氏名・生年月日・発行者印の記載があるページをすべてコピーしてください)※障害名、障害等級は塗りつぶしてください。
B	下記確認書類(以下のいずれか2点) (1)健康保険被保険者証 (2)国民年金手帳 (3)住民票の写し、または、住民票記載事項証明書 <コピー不可、原本> (4)印鑑登録証明書 <コピー不可、原本>	下記確認書類(以下のいずれか2点) (1)健康保険被保険者証のコピー(カード式で裏面に住所の記載がある場合は、裏面もコピーしてください) (2)国民年金手帳のコピー(住所、氏名、生年月日、書類の発行者・有効期限もしくは発行日が記載されているページを必ずコピーしてください)※基礎年金番号は塗りつぶしてください。 (3)住民票の写し、または、住民票記載事項証明書<コピー不可、原本> (4)印鑑登録証明書<コピー不可、原本>

3.マイナンバーの記載のある「住民票の写し*」または「住民票記載事項証明書*」をご利用される方

* コピー不可、いずれも原本が必要です。

* 氏名、生年月日、男女の別、住所及びマイナンバーが記載されたものに限ります。

店頭でお届出いただく場合	郵送でお届出いただく場合
「住民票の写し」または「住民票記載事項証明書」(コピー不可、いずれも原本が必要です)に加え、以下の写真付き確認書類(いずれか1点)をご持参ください。 (1)運転免許証 (2)パスポート (3)在留カード (4)特別永住者証明書 (5)住民基本台帳カード	「住民票の写し」または「住民票記載事項証明書」(コピー不可、いずれも原本が必要です)に加え、以下の写真付き確認書類(いずれか1点)のコピーをお送りください。 (1)運転免許証(裏面に変更事項の記載がある場合、裏面もコピーしてください) (2)パスポート(顔写真のページ、住所のページ(所持人記入欄)をそれぞれコピーしてください) (3)在留カード(裏面もコピーしてください) (4)特別永住者証明書(裏面もコピーしてください) (5)住民基本台帳カード(写真付き)(裏面に変更事項の記載がある場合、裏面もコピーしてください)

※ご不明な点がございましたら、店頭または新生パワーコール(お電話)へお問い合わせください。

お問い合わせはこちらから

新生パワーコール

0120-456-860

お気軽にお問い合わせください

インターネット

新生銀行

検索

<http://www.shinseibank.com>

Color your life

新生銀行